

【目的】戸建て住宅地においても共同住宅と同様にペット飼育による問題が生じている。その問題は各個人・各家庭だけで解決できるものではなく、地域として問題解決に取り組んでいく必要がある。そこで本研究では戸建て住宅地におけるペット飼育による問題を予防・解消するために、ペット飼育の実態、ペット飼育による被害・迷惑の実態、居住者が望むペット飼育問題の解決方法とはどのようなものであるかを明らかにする。

【方法】愛知県桃花台にある戸建て住宅地の居住者を対象に直接訪問配付・留置自記入後、直接回収する方法でアンケート調査を1996年9～10月に実施した。配付数629、回収数617、回収率98.1%である。その他対象住宅地自治会・行政担当者にヒヤリング調査を実施した。

【結果】①計画的戸建て住宅地においてペット（以下、犬・猫に限定する）を飼育しているのは全体の約4割である。犬は約3件に1件の割合、猫は約20件に1件の割合で飼育されている。②「ペット飼育による被害・迷惑を受けたことがある」と回答した居住者は全体の約半数、「迷惑までいかないが気になることがある」と回答した居住者は約4割である。③その内容は「ふん害」「鳴き声」「ごみ箱を荒らす」等が多い。④被害を受けたと回答している世帯は「ペットを飼育をしていない」「昼間在宅している」「高齢者がいる」「子供がいる」世帯等に多い。⑤ペット飼育による問題を少なくするためにペット飼育を「全面禁止する」ことを望んでいる人は全体の2.2%と少なく、約9割の人は何等かのルール、具体的には飼い方の基準を作り、飼育者のマナー向上を望んでいる。⑥望むルールの内容や基準は飼育者と非飼育者では相違があり、全体的に非飼育者は厳しい基準を望んでいる。